

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1096 号（諮問第 1769 号）

件名：異議申立書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 4 月 7 日、平成 29 年 5 月 26 日、同年 6 月 21 日、同月 26 日、同年 7 月 13 日、同年 11 月 30 日、平成 30 年 4 月 5 日、同月 19 日、同年 5 月 11 日、同月 30 日、同年 6 月 6 日、同月 25 日、同年 11 月 14 日、同月 21 日及び同月 28 日

2 原処分

平成 28 年 5 月 20 日、平成 29 年 7 月 7 日、平成 30 年 3 月 28 日、同年 5 月 25 日、同年 6 月 1 日、同月 22 日、同年 7 月 13 日、同月 18 日、同年 8 月 8 日、同年 11 月 28 日、同年 12 月 25 日、同月 27 日、平成 31 年 3 月 29 日、令和元年 12 月 19 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 5 月 24 日、平成 29 年 7 月 10 日、平成 30 年 4 月 5 日、同年 5 月 30 日、同年 6 月 4 日、同年 7 月 4 日、同月 17 日、同月 20 日、同年 9 月 26 日、同年 12 月 3 日、平成 31 年 1 月 4 日、同年 4 月 4 日及び令和 2 年 1 月 24 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 11 月 10 日

5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）から分類 4 まで、分類 7 から分類 15 まで、分類 18 から分類 20 まで、分類 23 及び分類 25 から分類 34 までの一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたこと、及び別表 1 の 1 欄に掲げる請求 2（以下「請求 2」という。同欄に掲げる請求 1 以下も同様とする。）、請求 8、請求 10 及び請求 12 に対し、分類 5、分類 6、分類 16、分類 17、分類 19、分類 21 及び分類 22 を特定したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち分類 1 は、愛知県県民生活部文化芸術課（当時。以下「文化芸術課」という。）がなした行政文書不開示決定等に対する異議申立書である。

分類 2 は、平成 27 年 11 月 24 日付けの復命書である。

分類 3 は、平成 27 年度の文化芸術課長の旅費確認書であり、分類 4 は、平成 27 年度の同課長の旅行命令書である。

分類 5 は、行政文書開示請求書であり、分類 6 は、当該開示請求書に係る行政文書不開示決定通知書である。

分類 7 及び分類 13 は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての照会文書等である。

分類 8 は、文化芸術課が顧問弁護士に対して法務相談を行った際に作成した定例相談依頼書及び臨時相談依頼書であり、分類 9 は分類 8 による相談に係る相談結果報告書である。

分類 10 は、愛知県を被告とする損害賠償請求事件に係る判決文等である。

分類 11 は、愛知県美術館（以下「県美術館」という。）及び愛知県陶磁美術館に設置された美術品等取得基金の運用状況調書等である。

分類 12 は、県美術館所蔵美術資料等の購入に係る支出金調書である。

分類 14 は、総合文書管理システムのシステム文書主任の権限利用者の報告書である。

分類 15 は、民間団体主催行事の参加者の回答を求める依頼文書である。

分類 16 は、行政文書開示請求書であり、分類 17 は当該開示請求書に係る不開示決定通知書等である。

分類 18、分類 19 及び分類 31 から分類 33 までは、県美術館所蔵の美術品の購入に係る決裁文書及び随意契約審査会に諮った際の入札指名業者（見積者）決定書である。

分類 20 及び分類 30 は、県美術館が美術品等取得基金により購入した作品の一覧である。

分類 21 は、愛知県情報公開審査会に諮問した旨を異議申立人に通知した審査会諮問通知書、分類 22 は、分類 21 に係る複数の異議申立て事案を併合して審理する旨を異議申立人に通知した文書である。

分類 23 及び分類 34 は、県図書館のレファレンスサービスの記録である。

分類 24 は、保存文書目録である。

分類 25 は、行政文書開示請求書である。

分類 26 は、平成 29 年度における県美術館の館長の出張に係る復命書である。

分類 27 は、物品使用一覧である。

分類 28 は、基金台帳である。

分類 29 は、愛知県美術館美術品収集委員会諮問作品調書のうち、平成 29 年度分のものである。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、分類 1 から分類 4 まで、分類 7 から分類 15 まで、分類 18 から分類 20 まで、分類 23 及び分類 25 から分類 34 までについて、条例第 7 条各号に該当しない旨主張していることから、別表 2 の 1 欄に掲げる該当部分が同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

また、分類 5、分類 6、分類 16、分類 17、分類 19、分類 21 及び分類 22 について、行政文書の特定に誤りがある旨主張していることから、実施機関の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 には、個人の氏名、住所、年齢及び印影、分類 2 には、個人の氏名、写真のうち個人の顔が分かる部分及び聴き取り内容が分かる部分、分類 3 及び分類 4 には、住所、最寄り駅等及び職員番号、分類 8 には、個人

の氏名、生年月日、家族構成がわかる部分、職歴、趣味、住所、郵便番号、電話番号、個人の戸籍に関する書類、個人の遺言公正証書、財産目録、個人が管理する財産がわかる部分、固定資産税、都市計画税、遺贈に関する内容及び個人とのやり取り記録、分類 10 には、個人の氏名、生年月日、年齢、住所、署名、印影その他特定の個人を識別できる部分、所属その他所属の分かる部分、個人の病状、障害の等級が分かる部分、個人の意見及び心情が分かる部分、申立ての理由、健康管理区分、医療機関が分かる部分、病院の所在地、病院の電話番号及び医師の氏名、認定番号、金融機関口座、地方公務員災害補償基金愛知県支部宛ての報告書類、個人別給与明細書、出勤簿のうち休暇の内容が分かる部分、一般職員定期健診結果通知書、健康診断結果一覧表、健康診断成績表、血液検査結果及び検査報告書、診断書、障害診断書、診断情報提供書、診察録、依頼箋、調査書、回答書、患者基本情報、患者情報、制約情報、身体情報、アレルギー、病名、薬が分かる部分、経過記録、外来日誌及び紹介書、地方公務員災害補償基金愛知県支部が聴き取りを行った医師の意見及び所見、公務災害認定請求遅延理由書（平成 7 年 10 月 23 日付け）、事故速報（平成 7 年 10 月 19 日付け）のうち「2 事故直後に報告をしなかった理由」及び「3 審査保管庫の位置づけ及び事故当日の状況」、現在の状態について（平成 8 年 6 月 18 日付け）、意見書（平成 17 年 9 月 26 日付け）及び現在の障害の状態について（平成 8 年 4 月 27 日付け）、分類 12 には、個人の氏名、郵便番号、住所、銀行名、金融機関コード、口座番号、口座名義、印影、債権者コード及び署名、分類 13 には、個人の氏名、分類 14 には、職員番号、分類 18 及び分類 19 には、個人の氏名、署名、印影、居住区域、年齢及び性別が分かる部分、分類 20 には、個人の郵便番号及び住所、分類 23 には、個人の氏名が分かる部分、郵便番号、住所が分かる部分、電話番号及びメールアドレス、分類 25 には、個人の氏名が分かる部分、郵便番号、住所が分かる部分及び電話番号、分類 26 には、個人の氏名、住所及び役職名、分類 27 には、個人の氏名、分類 29 には、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、役職名、顔写真、公開していない所有作品の名称、作品の情報及び購入金額、分類 30 には、個人の氏名、郵便番号、住所が分かる部分、電話番号、署名、印影及びその他特定の個人を識別できる部分、分類 32 には、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び印影、分類 33 には、個人の氏名、郵便番号、住所が分かる部分、電話番号、署名、印影及びその他特定の個人を識別できる部分、分類 34 には、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレスが記載されている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別するこ

とができることとなるものを含む。以下同じ。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 分類 2 において不開示とした個人の氏名は、監察事案の対象となった公務員の氏名であり、公にすることにより、当該職員の公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有するものであると認められ、同号ただし書ハに該当しない。

エ そのほか、同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類 8 の個人事業主の名称は、文化芸術課担当者が相談等した顧問弁護士以外の弁護士の名称であり、これを公にすることにより、当該弁護士が当該相談内容について一定の関与をしていることが明らかになり、当該相談内容の関係者から不当な圧力等を受けるおそれがあり、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

ウ また、実施機関によれば、分類 8、分類 11、分類 12、分類 20、分類 30 から分類 33 までの美術品等の購入価格は、一般には知られておらず、これらを公にすることにより、当該美術品等の評価額が当該美術品等を作成した作家そのものに対する評価にも大きく影響を及ぼすとともに、ひいては当該作家の事業活動にも影響を及ぼすおそれがあることから、事業を営む個人としての当該美術品等を作成した作家の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

エ さらに、実施機関によれば、分類 10 の弁護士の印影、分類 12 の法人

の印影、取引銀行名、金融機関コード、口座番号及び口座名義、分類 15 の団体の印影は、いずれも当該法人等の内部管理情報であり、これらを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

オ 当審査会においてこれらを見分したところ、実施機関が主張するところの情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類 2 において不開示とした聴き取り内容が分かる部分は、監察事案の調査内容に係る部分であり、公にすることにより、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることをためらったり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をするおそれがあることから、公にすることにより、諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ウ 実施機関によれば、分類 8 の個人とのやり取り記録は、遺贈の申出についての相談内容等に係る関係者と県との詳細かつ具体的なやり取りの記録であり、公にすることにより、県が行う受贈事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

エ 実施機関によれば、分類 8 の個人事業主の名称は、文化芸術課担当者が相談等した顧問弁護士以外の弁護士の名称であり、公にすることにより、当該弁護士が当該相談内容について一定の関与をしていることが明らかになり、当該相談内容の関係者から不当な圧力等を受け、当該弁護士が本件相談内容への関与をためらい、適切な助言等を受けられなくなることで、県が行う受贈事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

オ 実施機関によれば、分類 8、分類 11、分類 12、分類 20、分類 30 から分類 33 までの美術品等の購入価格並びに分類 18 及び分類 19 の他の美術

館の美術品の購入価格並びに分類 30 から分類 33 までの寄贈作品の評価額並びに県美術館が価格調査した他の美術館等の名称、作品情報及び購入・評価額は、一般には知られておらず、公にすることにより、当該美術品を作成した作家や他の美術館との関係が悪化し、今後、当該作家から作品を購入することが困難になる又は他の美術館から美術品の購入価格等の情報収集が困難になるおそれがあることから、県が行う美術品等の取得事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、分類 27 の物品仕様一覧における取得金額及び分類 28 の基金台帳、分類 29 の愛知県美術館の購入申込金額、購入美術品の購入金額及び寄贈美術品の評価額並びに他の美術館の美術館名、作品情報及び購入・評価額については、公にすることにより、上記と同様に、県が行う美術品等の取得事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとのことである。

カ 実施機関によれば、分類 9 の法務相談における意見又は助言の要旨は、故人である愛知県民が遺言の執行者として指定した弁護士から、愛知県に対して包括遺贈の申出があったことへの対応についての顧問弁護士の見解であり、今後争いが起こった際に当事者間で重要な情報となるものであり、公にすることにより、今後の同種の紛争に関して、顧問弁護士が率直な意見を表明することをためらわせるおそれがあり、県が行う法務相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

キ 実施機関によれば、分類 7 及び分類 13 の運用状況並びに分類 7 の特例延長に係る行政文書量調べは、県民生活部県民総務課（当時）が毎年度発行する「情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書」を作成するに当たり、同課から同部内各課あてに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を照会されたことを受けて文化芸術課において作成されたものであり、同報告書の原稿を作成する以前に開示請求の各種情報を確定させるための資料であって、流動的で未整理なものであり、また、公開になじまない表現を含んでいることから、公にすることにより、記載されている情報が報告書の最終的な情報であると県民に誤解され、情報公開制度及び個人情報保護制度において様々な支障や混乱を招き、県における情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ク 実施機関によれば、分類 26 の用務の概要のうち未公表の企画展の名称及びそれに関する協議内容は、企画展に関する打合せ用務として東京都現代美術館に出張した際に相手方と協議をした内容のうち、県美術館で検討中の未確定な情報であり、公にすることにより、記載されている情報が報告書の最終的な情報であると県民に誤解され、県美術館の企画展の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ケ また、当審査会において実施機関に確認したところ、分類 7 の Web ページのアドレスについて、県のイントラネットの URL であって、公にすることにより、県のネットワークへの不正な接続等の危険性が高まる等、愛知県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあるとのことである。

コ 当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、県が行う人事管理上の事務、受贈事務、美術品等の取得事務、法務相談事務、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務、県美術館の企画展の運営事務及び情報資産の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 6 号に該当する。

(7) 本件行政文書の特定について

ア 請求 2 に係る審査請求について

実施機関によれば、分類 5 及び分類 6 について、請求 2 に係る開示請求書には、「わいせつ物展示に係る開示請求書及びそれに対する処分状況がわかる文書（不服申立書が提出されているものに限る）」と記載されており、不服申立てがなされている開示請求の中から「わいせつ」及び「展示」の文字が記載されている開示請求書及びそれに対する決定通知書を請求しているものと解したものであり、分類 5 及び分類 6 は、請求 2 の内容に合致するとのことである。

当審査会において分類 5 及び分類 6 を確認したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、分類 5 及び分類 6 は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

イ 請求 8 に係る審査請求について

実施機関によれば、分類 16 及び分類 17 について、請求 8 に係る開示請求書には、「開示請求書及びそれに係る処分状況がわかる文書（審査請求（不服申立）がなされているもの）」と記載されていたため、本件開示請求があった平成 29 年 6 月 26 日時点において、不服申立てがなされている開示請求に係る開示請求書及びそれに対する決定通知書を請求しているものと解したものであり、分類 16 及び分類 17 は、請求 8 の内容に合致するとのことである。

当審査会において分類 16 及び分類 17 を確認したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、分類 16 及び分類 17 は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

ウ 請求 10 に係る審査請求について

実施機関によれば、分類 19 について、請求 10 に係る開示請求書には、「H28 年度～H30 年度 購入した美術作品の仕様書、手引書」と記載され

ていたため、平成 28 年度から本件開示請求のあった平成 30 年 6 月 6 日までの間に購入した美術作品の仕様等が記載された文書として、平成 28 年 5 月 27 日付けの県美術館所蔵の美術品購入に係る起案文書及びこれに係る入札指名業者（見積者）決定書を特定したものであり、分類 19 は、請求 10 の内容に合致するとのことである。

当審査会において分類 19 を確認したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、分類 19 は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

エ 請求 12 に係る審査請求について

実施機関によれば、分類 21 及び分類 22 について、請求 12 に係る開示請求書には、「愛知県立図書館に関する開示請求」「不服申立に係る処理状況がわかる文書（現在管理しているもの）」と記載されていたため、県図書館に対する開示請求に係る一部開示決定又は不開示決定に対する不服申立てについて、不服申立て受付後の処理手続が進んだことを示すものとして、開示請求があった平成 30 年 11 月 14 日時点において、条例の規定により愛知県情報公開審査会に諮問した旨の通知書及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により複数の異議申立てを併合した旨の通知書として、分類 21 と分類 22 を特定したものであり、請求 12 の内容に合致するとのことである。

当審査会において分類 21 及び分類 22 を確認したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、分類 21 及び分類 22 は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

オ また、実施機関によれば、念のため、課室内において、請求 2、請求 8、請求 10 及び請求 12 のそれぞれの請求内容に合致する文書を探索したが、分類 5、分類 6、分類 16、分類 17、分類 19、分類 21 及び分類 22 の行政文書のほかには存在しなかったとのことであり、その主張に特段不自然、不合理な点はなく、他に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

カ したがって、実施機関が、請求 2 について分類 5 及び 6 を、請求 8 について分類 16 及び分類 17 を、請求 10 について分類 19 を、請求 12 について分類 21 及び分類 22 を特定したことに誤りはない。

(8) 実施機関のその他の主張について

分類 7 及び分類 13 の運用状況は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性、同条第 3 号イ該当性及び同条第 5 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

分類 7 の特例延長に係る行政文書量調べは、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

分類 9 の法務相談における意見又は助言の要旨は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(9) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
請求 1-1 文化芸術課に対する開示請求 平成 28 年 4 月 7 日現在、審査 会への諮問の準備中等として いる事案のうち、不服申立て を受けてから 90 日を経過し ているもの。	分 類 1	平成 26 年 11 月 14 日付け異議申立書 (平成 26 年 11 月 7 日付け 26 芸文管第 92-1 号に係るも の) ほか	平成 28 年 5 月 20 日付 け 28 文 芸第 65- 2 号	平成 28 年 5 月 2 4 日
請求 1-2 文化芸術課に対する開示請求 行政文書開示請求に対する処 分に不服としてなされた異議 申立に係る文書一式 (答申が なされていない分のみ)				
請求 1-3 文化芸術課に対する開示請求 平成 27 年度	分 類 2	復命書 (平成 27 年 1 1 月 24 日)		
課長の復命書及び旅行命令簿 課長が会議、研修会で入手し た文書	分 類 3	旅費確認書 (平成 2 7 年 4 月 11 日) ほか		
	分 類 4	旅行命令書 (平成 2 7 年 5 月 9 日) ほか		
請求 2 わいせつ物展示に係る開 示請求書及びそれに対する処 分状況がわかる文書 (不服申 立書が提出されているものに 限る)	分 類 5	行政文書開示請求書 (平成 27 年 2 月 2 日付) ほか	平成 29 年 7 月 7 日付け	平成 29 年 7 月 1 0 日
	分 類 6	行政文書不開示決定 通知書 (平成 27 年 2 月 16 日付 26 芸文管 第 139-1 号) ほか	29 文芸 第 121-1 号	
請求 3-1 文化芸術課に対する開示請求 県民総務課情報グループから 入手した文書及び県民総務課	分 類 7	情報公開制度及び個 人情報保護制度の運 用状況について (平 成 25 年度～平成 28	平成 30 年 3 月 28 日付	平成 30 年 4 月 5 日

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
情報グループへ発出した文書 H26年度～H29年度		年度)	け 29 文 芸 第	
請求 3-2 文化芸術課に対する開示請求 法務相談記録 H26～H29 年 度	分 類 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例相談依頼書 (平成 28 年 5 月 31 日付け) ほか ・ 臨時相談依頼書 (平成 28 年 9 月 5 日付け) ほか 	354-2号	
	分 類 9	相談結果報告書 (平 成 28 年 6 月 16 日付 け) ほか		
請求 4 文化芸術課に対する開示請求 裁判書類一式 (現在管理し ているもの)	分 類 10	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償請求事件 (名古屋地方裁判所 岡崎支部) ・ 判決正本 ・ 第 6 準備書面 (原 告) ・ 第 6 準備書面 (被 告) ・ 証人調書 ・ 証人尋問申請書 ・ 本人調書 ・ 証拠説明書 (5) (被告) ・ 証拠の申出 ・ 証拠説明書 (3) (原告) ・ 第 5 準備書面 (原 告) ・ 第 5 準備書面 (被 告) ・ 第 4 準備書面 (原 告) ・ 第 4 準備書面 (被 	平成 30 年 3 月 28 日付 け 29 文 芸第 337 号	平成 30 年 4 月 5 日

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
	告) ・証拠説明書(4) (被告) ・第3準備書面(原 告) ・第3準備書面(被 告) ・証拠説明書(3) (被告) ・文書送付嘱託申立 に対する意見書(原 告) ・文書送付嘱託申立 書(被告:平成25 年11月28日付け) ・第2準備書面(原 告) ・第2準備書面(被 告) ・証拠説明書(2) (被告) ・文書送付嘱託申立 書(被告:平成25 年9月18日付け) ・第1準備書面(原 告) ・証拠説明書(2) (原告) ・第1準備書面(被 告) ・証拠説明書(1) (被告) ・答弁書 ・第1回口頭弁論期		

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
		日呼出状及び答弁書 催告状 ・証拠説明書（1） （原告） ・訴状		
請求 5 文化芸術課に対する開示請求 美術品等取得基金運用状況調 書 （根拠となる文書を含む） 直近年度のもの	分 類 11	29 年度美術品等取 得基金運用状況調書 について	平成 30 年 5 月 25 日付 け 30 文 芸第 86 号	平成 30 年 5 月 3 0 日
請求 6 文化芸術課に対する開示請求 平成 29 年度 ・美術作品に係る支出金調書 （愛知県美術館分）	分 類 12	支出金調書（平成 2 9 年度美術作品に係 るもの）4 件	平成 30 年 6 月 1 日 付け 30 文芸 第 87 号	平成 30 年 6 月 4 日
請求 7 文化芸術課に対する開示請求 平成 29 年度 法務文書課、県民総務課から 入手した文書 人事課、法務文書課、県民総 務課へ発出した文書	分 類 13	情報公開制度及び個 人情報保護制度の運 用状況について	平成 30 年 6 月 22 日付 け 30 文 芸第 79- 2 号	平成 30 年 7 月 4 日
	分 類 14	・総合文書管理シス テムの平成 29 年度 システム文書主任権 限利用者及び操作研 修（文書主任）受講 希望者について ・平成 29 年度シス テム文書主任権限利 用者の登録について		
	分 類 15	「部落解放をめざす 愛知研修会」第 41 期部落解放講座への 参加について		

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
請求 8 文化芸術課に対する開示請求 開示請求書及びそれに係る処 分状況がわかる文書（審査請 求（不服申立）がなされてい るもの）	分 類 16	行政文書開示請求書 （平成 26 年 10 月 2 4 日付け 8 件）ほか	平成 30 年 6 月 22 日付 け 30 文 芸第 79- 3 号	平成 30 年 7 月 4 日
	分 類 17	行政文書不開示決定 通知書（平成 26 年 1 1 月 7 日付け 8 件（2 6 芸文管第 92-1 号か ら第 92-8 号まで） ほか		
請求 9-1 文化芸術課に対する開示請求 現在管理しているもの ・美術品の評価と価格との関 係が記載されている文書（愛 知県美術館が購入したもの）	分 類 18	愛知県美術館所蔵の 美術品購入について （平成 28 年 5 月 27 日起案）、入札指名 業者（見積者）決定 書（平成 28 年 5 月 2 7 日付）	平成 30 年 7 月 13 日付 け 30 文 芸第 150 号	平成 30 年 7 月 1 7 日
請求 9-2 文化芸術課に対する開示請求 現在管理しているもの ・美術品の相場を調査したし たことがわかる文書 ・職員研修、会議で入手した 文書（美術品の相場に関する もの、美術品の価値に関する もの）				
請求 10 文化芸術課に対する開示請求 H28 年度～H30 年度 ・購入した美術作品の仕様 書、手引書	分 類 19	愛知県美術館所蔵の 美術品購入について （平成 28 年 5 月 27 日起案）、入札指名 業者（見積者）決定 書（平成 28 年 5 月 2 7 日付）	平成 30 年 7 月 18 日付 け 30 文 芸第 156 号	平成 30 年 7 月 2 0 日
請求 11-1 文化芸術課に対する開示請求 写真の販売価格が記載されて	分 類 20	愛知県美術館 購入 作品一覧表（平成 2 5 年度から平成 29 年	平成 30 年 8 月 8	平成 30 年 9 月 2 6 日

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
いる文書（愛知県美術館が購入したもの）		度分） 7件	日付け 30 文芸 第 174 号	
請求 11-2 文化芸術課に対する開示請求 美術品購入価格がわかる文書 （現課長が確認したもの）				
請求 12 愛知県図書館に関する開示請求 ②不服申立に係る処理状況が わかる文書（現在管理しているもの）	分 類 21	審査会諮問通知書 （平成 28 年 7 月 28 日付け 28 文芸第 13 1-9 号）ほか 8 件	平成 30 年 11 月 28 日付 け 30 芸 文 函 第 153 号	平成 30 年 12 月 3 日
	分 類 22	異議申立て手続の併 合について（平成 2 8 年 7 月 28 日付け文 芸第 131-13 号）ほ か 4 件		
請求 13-1 愛知県立図書館に関する開示 請求 ① レファレンスの記録 H29 年度～H30 年度	分 類 23	・レファレンス記録 （平成 29 年 4 月 11 日受付分） ・レファレンス記録 （平成 29 年 4 月 22 日受付分） ・レファレンス記録 （平成 29 年 4 月 25 日受付分）	平成 30 年 12 月 27 日付 け 30 芸 文 函 第 185 号	平成 31 年 1 月 4 日
請求 13-2 愛知県図書館に関する開示請 求 ・保存文書目録（現在管理し ているもの）	分 類 24	保存文書目録（文書 一覧）（平成 29 年 度）		
請求 13-3 愛知県図書館に関する開示請 求 ・行政文書開示請求書	分 類 25	行政文書開示請求書 （平成 30 年度）10 枚		

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
請求 14 愛知県美術館に対する開示請求 ・H29 年度 館長の復命書 ・H29 年度 館長が会議研修 会で入手した文書 ・財産目録（直近年度のも の） ・美術品の調書（直近年度の もの）	分 類 26	復命書（平成 29 年 9 月 26 日付け） ほ か	平成 30 年 12 月 25 日付 け 30 芸 文管第 88-2 号	平成 31 年 1 月 4 日
	分 類 27	物品使用一覧（平成 29 年度分）		
	分 類 28	基金台帳（2018, 3, 2 7）		
	分 類 29	収集委員会諮問作品 調書 委員会 No. 【17-1-1】ほか		
請求 15 文化芸術課に対する開示請求 ・愛知県美術館の財産目録 （直近年度のもの） ・美術品購入に関する会議で 配布された文書及び議事録 （現在管理しているもの）	分 類 30	愛知県美術館 平成 29 年度（4 月）購入 作品一覧 ほか	平成 31 年 3 月 29 日付 け 30 文 芸第 371 号	平成 31 年 4 月 4 日
	分 類 31	・愛知県美術館所蔵 の美術品購入につい て（平成 26 年 2 月 7 日起案）ほか ・入札指名業者（見 積者）決定書（平成 26 年 2 月 19 日付） ほか		
請求 16-1 文化芸術課に対する開示請求 現在管理しているもの ・美術品の評価と価格との関 係が記載されている文書（愛 知県美術館が購入したもの）	分 類 32	・愛知県美術館所蔵 の美術品購入につい て（平成 26 年 2 月 7 日起案） ほか ・入札指名業者（見 積者）決定書（平成 26 年 2 月 19 日付） ほか	平成 31 年 3 月 29 日付 け 30 文 芸第 372 号	平成 31 年 4 月 4 日
請求 16-2 文化芸術課に対する開示請求 現在管理しているもの ・美術品の相場を調査したた ことがわかる文書				

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
・職員研修、会議で入手した文書（美術品の相場に関するもの、美術品の価値に関するもの）				
請求 17 文化芸術課に対する開示請求 H28 年度～H30 年度 ・購入した美術作品の仕様書、手引書	分 類 33	・愛知県美術館所蔵の美術品購入について（平成 28 年 5 月 27 日起案）ほか ・入札指名業者（見積者）決定書（平成 28 年 5 月 27 日付）ほか	平成 31 年 3 月 29 日付 け 30 文 芸第 373 号	平成 31 年 4 月 4 日
請求 18 愛知県立図書館に関する開示請求 ①レファレンスの記録 H29 年度～H30 年度のうち、すでに開示したレファレンス記録（H29 年 4 月分）を除くレファレンス記録	分 類 34	レファレンス記録（平成 29 年 5 月 1 日受付分）ほか	令和 元 年 12 月 19 日付 け 31 芸 文 函 第 188-2 号	令和 2 年 1 月 24 日

別表2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	<p>個人の氏名、住所、年齢、印影</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 2	<p>個人の氏名、写真のうち個人の顔が分かる部分</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>聴き取り内容が分かる部分</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県の人事管理及び行政運営に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 3 及び 分類 4	<p>住所、最寄り駅等、職員番号</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 5	<p>個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 6	個人の氏名	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため</p>
分類 7	運用状況（平成25年度～平成28年度）	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第3号イ 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第5号 県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	特例延長に係る行政文書量調べ	<p>条例第7条第5号 県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	WEB ページのアドレス	<p>条例第7条第6号 県の機関が行う情報資産の管理事務に関</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<p>する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>分類 8 個人の氏名、生年月日、家族構成がわかる部分、職歴、趣味、住所、郵便番号、電話番号、個人の戸籍に関する書類、個人の遺言公正証書、財産目録、個人が管理する財産がわかる部分、固定資産税、都市計画税及び遺贈に関する内容</p>	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
<p>個人とのやり取り記録</p>	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第7条第6号 県が行う受贈事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
<p>個人事業主の名称</p>	<p>条例第7条第3号イ 県が行う受贈事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第7条第6号 県が行う受贈事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
<p>美術品等の購入価格</p>	<p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<p>報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため。</p>
<p>分類 9</p> <p>法務相談における意見又は助言の要旨</p>	<p>条例第7条第5号</p> <p>県が行う法務相談事務に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う法務相談事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため。</p>
<p>分類 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、生年月日、年齢、住所、署名、印影その他特定の個人を識別できる部分 ・所属その他所属の分かる部分 ・個人の病状、障害の等級が分かる部分 ・個人の意見及び心情が分かる部分 ・申立ての理由 ・健康管理区分 ・医療機関が分かる部分、病院の所在地、病院の電話番号及び医師の氏名 	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定番号 ・ 金融機関口座 ・ 地方公務員災害補償基金愛知県支部宛ての報告書類 ・ 個人別給与明細書 ・ 出勤簿のうち、休暇の内容が分かる部分 ・ 一般職員定期健診結果通知書 ・ 健康診断結果一覧表、健康診断成績表、血液検査結果及び検査報告書 ・ 診断書、障害診断書、診断情報提供書、診察録、依頼箋、調査書、回答書、患者基本情報、患者情報、制約情報、身体情報、アレルギー、病名、薬が分かる部分、経過記録、外来日誌及び紹介書 ・ 地方公務員災害補償基金愛知県支部が聴き取りを行った医師の意見及び所見 ・ 公務災害認定請求遅延理由書（平成 7 年 10 月 23 日付け） ・ 事故速報（平成 7 年 10 月 19 日付け）のうち、「2 事故直後に報告をしなかった理由」及び「3 審査保管庫の位置づけ及び事故当日の状況」 ・ 現在の状態について（平成 8 年 6 月 18 日付け） ・ 意見書（平成 17 年 9 月 26 日付け） ・ 現在の障害の状態について 	

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	(平成8年4月27日付け)
	<p>弁護士印影</p> <p>条例第7条第3号イ 法人又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 11	<p>美術品等の購入価格が分かる部分</p> <p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 12	<p>美術品等の購入価格</p> <p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
	<p>法人の印影、取引銀行名、金融機関コード、口座番号及び口座名義</p> <p>条例第7条第3号イ 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	個人の氏名、郵便番号、住所、銀行名、金融機関コード、口座番号、口座名義、印影、債権者コード及び署名	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 13	個人の氏名	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	運用状況	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第3号イ</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第5号</p> <p>県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号</p> <p>県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 14	職員番号	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 15	<p>・団体の印影</p> <p>条例第7条第3号イ 法人又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 16	<p>個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されているため</p>
分類 17	<p>個人の氏名</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されているため</p>
分類 18 及び 分類	<p>個人の氏名、署名、印影、居住区域、年齢及び性別が分かる部分</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 19	<p>他美術館の美術品の購入価格</p> <p>条例第7条第6号 他の地方公共団体が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 20	<p>美術品等の購入価格が分かる部分</p> <p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
		ものが記録されているため
	個人の郵便番号及び住所	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 21 及び 分類 22	個人の氏名	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されているため</p>
分類 23	個人の氏名が分かる部分、職務状況が分かる部分、郵便番号、住所が分かる部分、電話番号及びメールアドレス	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 24	(不開示部分なし)	
分類 25	個人の氏名が分かる部分、郵便番号、住所が分かる部分及び電話番号	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 26	個人の氏名、住所、役職名	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
		るおそれがあるもの) が記載されているため
	用務の概要のうち未公表の企画展の名称及びそれに関する協議内容	<p>条例第7条第6号</p> <p>愛知県美術館の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p>
分類 27	個人の氏名	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）が記載されているため</p>
	物品使用一覧における取得金額	<p>条例第7条第6号</p> <p>愛知県美術館の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p>
分類 28	基金台帳における取得金額	<p>条例第7条第6号</p> <p>愛知県美術館の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p>
分類 26 から 分類	個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、役職名及び顔写真並びに公開していない所有作品の名称、作品の情報及び購入金額	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）が記載されているため</p>
29 まで	愛知県美術館の購入申込金額、購入美術品の購入金額及び寄贈美術品の評価額並びに他美術館の美術館名、作品情	<p>条例第7条第6号</p> <p>愛知県美術館の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	報及び購入・評価額
分類 30 及び 分類	<p>個人が分かる部分、電話番号、署名、印影及びその他特定の個人を識別できる部分</p> <p>認められるため</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
31	<p>美術品等の購入価格</p> <p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
	<p>寄贈作品の評価額並びに他美術館等の名称、作品情報及び購入・評価額</p> <p>条例第7条第6号 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 32	<p>個人が分かる部分、電話番号、住所、電話番号及び印影</p> <p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
	<p>美術品等の購入価格</p> <p>条例第7条第3号イ 県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
		<p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
	寄贈作品の評価額並びに他美術館等の名称、作品情報及び購入・評価額	<p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 33	個人の氏名、郵便番号、住所が分かる部分、電話番号、署名、印影及びその他特定の個人を識別できる部分	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
	美術品等の購入価格	<p>条例第7条第3号イ</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
	寄贈作品の評価額並びに他美術館等の名称、作品情報及び購入・評価額	<p>条例第7条第6号</p> <p>県が行う美術品等の取得事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 34	個人の氏名、自宅の郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため